

の数の減少について

議長（米澤秋男君） 日程第15、議案第74号宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第74号宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少について説明申し上げます。

本案件は、平成17年4月1日、合併により石巻市、登米市、栗原市、東松島市が誕生したことに伴い、宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数が減少したことについて、地方自治法第290条第1項により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 議案第75号 平成17年度加美町一般会計補正予算（第1号）

議長（米澤秋男君） 日程第16、議案第75号平成17年度加美町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第75号平成17年度加美町一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ4億8,342万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ145億4,842万8,000円とする補正予算と、債務負担行為の追加及び地方債の変更を行うものであります。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金としてバイオマス等未活用エネルギー調査事業補助金1,000万円増、地域新エネルギービジョン策定等事業補助金800万円の増、県支出金として農村振興総合整備統合補助事業補助金3,275万円の増、繰越金5,330万2,000円の増、町債3億7,070万円増などであります。

歳出につきましては、総務費では町民憲章全戸配布のための額購入費800万円の増。農林水産業費では、農村振興総合整備統合補助事業5,000万円の増、木質バイオマスエネルギーシステム調査事業1,000万円の増。商工費では新エネルギービジョン策定事業787万7,000円の増。土木費では、町道色麻下田川線整備事業3億9,000万円の増などのほか、予備費から1,349万円を充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番福島久義君。

14番（福島久義君） 商工費の19ページ、お願いしたいと思います。この新エネルギー対策についてでございますけれども、新エネルギービジョン策定委員の謝礼並びに策定事業の調査など説明をお願いしたいと思います。内容説明。

議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

商工観光課長（伊藤 東君） 新エネルギービジョンの策定委員の謝礼でございますが、今、策定委員はまだ未定でございますが、10名を予定しております。それで、そのほかにオブザーバーを2名、12名の体制でやりたいと思っております。

それから、策定委員の中に宮城県の専門家が1人入る予定でございますので、この人につきましては報酬はございませんので、9名の報償費を見ております。それから委託料の600万円につきましては、委託先に支払う役料でございます。

その中の内容につきましては、今回につきましては一番最初にエネルギービジョンの策定ということで、初期段階としていろいろな基礎的なデータ収集、それから既存の利用可能性の分布等、これらをもとにして、どれが加美町に合うかというような調査でございまして、そこから、これが終わりましたら次の段階としましては重点的な策定、それからそれが終わりました

ら、今年度ではございませんけれども、最後にどれを絞ってという3段階になっていくような調査の委託料でございます。今回は一番最初のいろいろな数値の収集、どのくらい諸費を使っているか、それからどういう風力があるか、そういうものを策定する委託料でございます。以上でございます。

議長（米澤秋男君） 14番。

14番（福島久義君） このことについては私もたびたび質問をしているところであります。そうした中で、新エネルギービジョン策定については、内容につきましては申しわけないんですけども、旧中新田時代にもう既に策定をしているわけでございます、冊子については。その中で、既に実施に入っている事業も中にありまして、クリーンエネルギー自動車などはもう既に事業に入っていると。それから風力発電につきましても事前に、もう既に数年前に風力調査の現況調査も行っていて、あの時点においては風速4メートル以上なければ発電しないということでありまして、その後いろいろ調査した結果、それよりも弱い風力でも発電できるというようなことは御答弁をいただいているわけでございますけれども、その後何も行ってないというのが実情でありまして、今までの段階の当初予算が39万8,000円と、本当に微々たる金額の中で、エネルギー対策費として数字だけは置いてきたというのが事実でありまして、太陽光発電、それからそうしたいろいろなものについても、私もたびたび質問してきたんですけども、太陽光発電についても何ら今まで手をつけていなかったというのが、これから初めてこのデータをとるための予算なのか、それとも策定事業の委託料としてもろもろいろいろな言っただけでちょっとわかりませんので、その辺の詳しい内容を、データを収集するのか、それとも実施に入るのか、それともどこの業者にか委託するのか、その辺をしっかりと説明をお願いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

商工観光課長（伊藤 東君） 商工観光課長、お答えします。

これにつきましては、昨年平成16年に加美町総合計画を策定しまして、その施策の大綱の中に「自然と共生する地球にやさしいまちづくり」を大綱の一つに掲げております。それで「循環型社会の構築を目指し、積極的な取り組みを推進します」ということになりまして、旧中新田においては、平成10年度に中新田町の新エネルギービジョンを策定しております。その中でクリーンエネルギー自動車の導入を実施し、公用車にハイブリッド車を12台導入していますが、本町は三つ合併しましたので、合併により広域化した地域の特性を踏まえ、この中新田町新エネルギービジョンを基本として新エネルギーの分析やエネルギーの需要動向、新エネルギー

ーの利用可能の把握、そして既存の計画・施策との整合性を図りながら地域環境への配慮と積極的なエネルギー普及・導入に地域レベルで取り組み、新エネルギービジョンを策定するものですということで、今回はN E D Oの方をお願いしているということで、一番最初にまず新たな中新田町の新エネルギービジョンを基本としまして、三つの町の、加美町のビジョンをつくるということでございます。

それで、ビジョンの全体構成としましては、地域特性とエネルギー消費動向の把握、新エネルギーの動向把握、新エネルギーの賦存状況調査、新エネルギー導入の基本方針と目標、重点プロジェクトの検討ということで策定するということございまして、目標を絞ってやるわけではございません。それでその中には、同じようなことにはなりますが、新たに太陽光利用導入、それから先ほど出まして予算にあります、農林課でやっております木質バイオマス、畜産バイオマスエネルギー導入の検討ですね。導入というとすぐにエネルギーを生み出すわけではございませんので、そういうのいろいろな検討ということでございます。それから低公害車の導入、家庭エネルギーの導入、それでその中の新エネルギーというのには省エネルギーも入っております。以上のような計画で委託して計画を策定してもらおうということでございます。以上でございます。

議長（米澤秋男君） 14番。

14番（福島久義君） 説明はわからないわけでもありませんけれども、ビジョン策定事業の調査委託というのは、これはすなわち私もちょっと理解しかねますけれども、冊子をつくるための事業なのか、それとも既に何回となく私も質問しているんですけれども、データというものはどこへ行っても今すぐ手に入る時代でありまして、ビジョン策定は既に旧町時代にできていますけれども、それを大いに活用できるんじゃないかと。さらに、先ほど申し上げましたとおり太陽光発電なり、それから風力発電なり戸建住宅の導入なり、そういったものはもう既にどこでも活用して、加美町でも太陽光発電も個人で大分導入しているわけなんです。それが国で補助金を出しておりますけれども、その補助金も年々下がってきているのが実情でありまして、これからビジョン策定してまた事業に入るって、繰り返しじゃないかと、そんなふう思うんですけれども、やはりそういったものは今までのエネルギービジョン対策費として実質39万 8,000円の予算からまた新たに、ゼロから出発してもいいというような私なりに判断するんですけれども、この予算の中で計上している金額は少ないけれども、インターネットなり、それからいろいろこうした実践した市町村、それから他県においてもデータは幾らでもとれるんじゃないかと、そんなふう思うんですけれども、その辺、余りにもずさんといいます

か、金額は大きいけれども中身が全くできていないというのが私の考え違いかわかりませんが、もっと素早い対応でできるんじゃないかと、こんなふう思うんですけども、600万円の補正というのは、実質の中身というのはまだ理解しかねるんですけども、その辺含めますと余りにも手ぬるい事業の進め方じゃないかと、そんなふう思うんですけども、最後ですのでひとつよろしくをお願いします。

議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

商工観光課長（伊藤 東君） 中新田につくったエネルギービジョンは平成10年でございます。もう7年も過ぎております。日々刻々と変わっておりますので、加美町合併して新たにつくって、それから向かっていきたいと思って、NEDOのエネルギービジョンに全額補助ということで手を挙げまして、新たにつくっていきたいと思っております。以上でございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。12番近藤義次君。

12番（近藤義次君） 商工費の補助金ですが、18ページ、商店街競争力強化推進事業に102万6,000円とっているんですが、これはどういうことをやらせるのか、この辺をお尋ねいたしたいと思います。

次に、土木費の中の19ページ、文化財発掘調査員賃金。調査員というのはどんな方々がなっているのか、その辺をお尋ねいたしたいと思います。

次に、教育費の中で、教科書選定委員謝礼10万1,000円あるわけですが、教科書の選定委員の10万1,000円の積算根拠、この点についてお尋ねいたしたいと思います。何人掛ける何ぼだか。

議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

商工観光課長（伊藤 東君） 商工観光課長、お答えします。

商店街競争力強化推進事業というのがございますが、にぎわい市というのには、今まで花楽小路とそれからじぞう市というのが入って54万円ございました。それで、花楽小路の分をにぎわい市に入れていたもので、今回、商店街競争力強化推進事業というのを、県のやつで昨年からは商工会と一緒に補助申請しておいたら補助が認められましたので、それで今回、にぎわい市ということから36万円、花楽市の方からおろして、花楽市の方で102万6,000円。これをどういう事業かというと、花楽小路でもいろいろなイベントとか、今までのイベントに強化してとても細かい、どれだということはありませんが、今までよりもボリュームをアップしていきたいということでございます。

私の方からは以上です。

議長（米澤秋男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（星 秀吾君） 生涯学習課長、19ページの道路新設改良費、文化財発掘調査賃金のことでお答えを申し上げます。

この場所は、町道表葉菜線の……（「調査員というのはどういう人になるんだかさ」の声あり）これは発掘調査に当たって、地元の一般の方々に発掘調査のために作業員としてお願いしたいということでございます。（「わかりました」の声あり）

議長（米澤秋男君） 教育総務課長。

教育総務課長（竹中直昭君） お答えします。

教科書選定委員につきましては、人数は10名なんですが、そのうち3名が校長になっておられて、その方につきましては謝礼の対象外となっておりますので、選定委員に選ばれます教育委員4名、それから保護者3名ということで、7人掛ける7,200円、そして2回の開催予定です。

議長（米澤秋男君） 12番。

12番（近藤義次君） 教科書選定の問題、議会でも問題になりましたけれども、2回の会議で教科書の選定が決まるわけなんですか。その辺についてお尋ねをいたしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 2回だけとおっしゃいますけれども、定例の教育委員会もあって、その中でもいろいろ検討いたしまして、合計4回ぐらいになろうかと思いますが、ただ、委員会としての設定は、まず一つ、第1回目の中身ですけれども、これは教科書選定の趣旨とか内容とかにつきまして説明いたしまして、一般の方々も入るものですから、その趣旨説明と、それから古川市の教科書展示場に行つての教科書の調査研究。2度目がいろいろな資料をもとにした教科書の本格的な加美町としての意思の決定をする会議でございます。ですから合計4回ぐらいはこれに関して会議はやります。それからその間に、前にお話ししていましたが、きのう一般質問の中で説明した専門委員会もございまして、あと私たちが直接古川の協議会に行つて協議する内容も4回ぐらいやっております。ですからそういうふうな形の中で教科書というのは選ばれていくんだということで御理解いただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 12番。

12番（近藤義次君） それで、最終的な決定を決めるというのは、それを踏まえて教育委員が決めるのか、教育長が決めるのか、古川の教育事務所の所長が決めるのか、その辺についてお尋ねいたしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 加美町の教育委員会で決める教科書につきましては、これは教科書選定委員会で決めます。それを選定した資料を持参して、古川管内の地区教科用図書採択協議会というのがございますので、それに参加して、我々の町ではこういう教科書を選んだよということで投票いたします。その多数決によって、古川管内の教科書については国語についてはこの会社のものを使う、公民についてはこうですよ、数学についてはこうですよということで投票で一々決まりますので、そういうふうな中で、管内の教科書は決まるということです。ですからきのうの一般質問の中でも説明いたしましたように、本来、地域、要するに我々の教育委員会で決めて、我々の教育委員会の管内の子供たちは、この管内の教育委員会並びに選定委員会が決めた教科書を使うのが筋なんですけれども、従来どおり古川管内、広域で採択するという制度になっておりますので、将来どうなるかわかりませんが、今回はそれに従った形で採択をするということになっております。（「わかりました」の声あり）

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。3番早坂良平君。

3番（早坂良平君） 8款の土木費でございますけれども、きのう協議会で説明をいただきました町道色麻下多田川線でございます。これについて公有財産の購入ということで、町道の用地費5,100万円でございますけれども、平米当たり3万7,800円、坪当たりになりますと約11万四、五千円ですかね、概算でございますけれども、その積算的な根拠。

それから補償費3億3,900万円、この補償費に対する積算根拠を示していただきたいと思えます。

議長（米澤秋男君） 建設課長。

建設課長（板垣政義君） 建設課長、答弁をさせていただきます。

公有財産購入費の単価の決定につきましては、協議会の方でも御説明をいたしましたけれども、用地費の不動産鑑定ということで業者に委託をしまして、近隣のいろいろな公有財産等の購入価格等の関係を勘案しながら、委託をしながら、その中で決定される価格。現在ですと、当時から見ると大体十五、六%とか下がっているわけですが、そういう地価の高騰関係、低くなる場合という場合もいろいろありますので、それは不動産鑑定ということで確定いただいて、かけまして、それで決定するというところでございます。いずれと申しますが、平成12年当時不動産鑑定をかけた単価につきましては、当時4万3,200円という価格でございました。

それから、補償の関係でございますけれども、これは東北用対連という一つの基準があるん

ですが、その中での基準に基づいた補償をいたしまして、そして補償金額が出ますので、それで提示をしながら交渉するというところでございますので、ここですと物件が、木造関係がパチンコ屋さんの遊技場1件、それから事務所関係、駐車場関係、中身を補償基準にいろいろ業者の方で算定しまして算出というふうなことで決定される金額というふうに御理解をいただきたいと思います。以上です。

議長（米澤秋男君） 3番。

3番（早坂良平君） 今、基準に基づいた木造あるいは事務所、駐車場ということでございますけれども、その金員、木造に対してはどのくらいの基準値、あるいは駐車場等についてどのくらいの、一律に3億3,900万円ということじゃなくて、木造あるいは駐車場あるいは事務所等について、簡単で結構でございますから分類してみてください。

議長（米澤秋男君） 建設課長。

建設課長（板垣政義君） 算出の計数とかその辺につきましては、ここでそれを説明するくらいの一つの資料といいますか、物すごい厚さの資料の中で算出されるわけでございますが、いずれこの補償の関係につきましては、内容をちょっと御説明させていただきますと、3人の方の所有されている補償費でございます。補償費といたしましては金 俊成さんという方が一つの物件を持っているということですね。それが1億1,061万2,133円ということございまして、それから有限会社の松屋商事さんという持っている方がありますが1億8,735万7,793円。それからもう一方が佐々木繁人商店ということで、12万2,953円ということございまして、建物、工作物の移転、立木の補償関係、それから中身にあるのは動産関係ですね、その辺が全部入っている分の合計が3億3,909万2,879円というふうな合計になっている状況でございます。以上です。（「わかりました」の声あり）

議長（米澤秋男君） ほかに。4番一條 光君。

4番（一條 光君） 同じく19ページの公有財産並びに建物の補償費、これについて関連して伺います。

この点につきましては、これまで長年にわたって交渉を重ねてきたけれども、なかなか進展しなかったという経過の中で、今回まとまった。一時期は大分補償額に差があったやに伺っておりますけれども、今回解決に至った具体的な理由といたしますか、お聞かせをいただきたいと思えます。

それから、ただいまの説明の中にもありましたけれども、補償費を算定するに当たって、鑑定人を依頼したということございましてけれども、これは町の依頼なのか、それとも不動産

をお持ちの方々が依頼したのか、あるいは一緒に依頼した形なのか、この依頼した形態についてお伺いをいたしたいと思います。

それから三つ目ですけれども、当然土地収用法が適用になる形で進めておられるのかなと思いますけれども、そういった場合に、非課税の限度額が5,000万円だと記憶しておりますけれども、この場合も同じく対象になるものなのかどうか。

それから1点、法人が所有しているように伺いましたけれども、この場合も同じく非課税の額が個人と同額なものなのかどうか、この点についてお伺いをいたします。

議長（米澤秋男君） 建設課長。

建設課長（板垣政義君） 承認をいただくまでに至った理由ということでございますが、まず承諾をいただいたということでございましょうけれども、この件につきましては、平成12年から中断されているということできのう御説明をいたしました。今回、新町建設計画といいますが、合併になりましてからその計画に基づいていろいろ事務を進めておったんですが、私たちも本人の承諾に至ったまでのしっかりとした理由まではわかりません。ただ、私の方で提示したことににつきましていろいろ御理解をいただいたというふうにしか私たちはわからないところでありますので、そのように御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、鑑定依頼関係でございますが、鑑定につきましては指名委員会なりということをお願いをしまして、そこで鑑定をかけるという。

業者の依頼といいますが、この件につきましては、不動産鑑定なりそれから補償でのいろいろ算定に当たっての委託業務につきましては町で依頼をする、町で委託業者をお願いをいたしまして、調査をさせていただくというふうになっております。

それから、土地の土地収用法の関係でございますけれども、今お話があったとおり個人・法人とも5,000万円の控除は受けられるということで、もう既にうちの方としては税務署とも協議をしながら事務を進めているというところでございます。以上でございます。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） 鑑定人についてお伺いいたしますけれども、依頼する場合に、同意を得たから依頼したんだろうと当然思いますけれども、依頼費といいますが、鑑定人の費用はどのくらいかかったものか。それから予算措置はどの部分で措置しているものか、この点についてお伺いいたします。

議長（米澤秋男君） 建設課長。

建設課長（板垣政義君） 鑑定の依頼につきましては、平成16年度の事業で進めておりました

ので、今手元にその資料がございませんので、それを早急に取り寄せをしたいというふうに思います。金額幾らというのをですね。（「16年度の予算でやった」の声あり）平成16年度の予算で、3月中にその資料が提出されたということでございます。平成16年度の事業で進めました。

それから、当然今お話しになったとおり関係者の御理解をいただきまして、その不動産関係なり、それから補償補てんのいろいろな調査に当たりましては内諾をいただいて、承諾をいただいて、その中で事務を進めたということでございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。7番下山孝雄君。

7番（下山孝雄君） 16ページなんですけれども、1点だけ。提案理由の説明でもありました農村振興総合整備統合事業ですか、この事業についてなんでありますけれども、1億3,678万円当初予算でっております。これは平成14年からのたしか継続事業ということで、27カ所にも及ぶ事業だと思えますけれども、補正で今度5,000万円、県が3,200万円余り。この補正でとったといういきさつですね。

それから、このくらいの予算でどこの工事に入るのか。

それから、継続事業ですので、これまでの事業の全体の進捗状況について御説明をいただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 農林課長。

農林課長（早坂宏也君） 農林課長お答えします。

まず、農村振興総合整備事業補助金でございますが、事業概要でございまして、西小野田地区において平成14年から19年度までの予定で継続実施の事業であります。それで、現在の進捗率関係を先に御説明をいたしますと、農道、集落道、用排水路、防災施設等、全体を合わせまして平成16年度末で3億1,070万円、42.6%の進捗率。本年度2億円、今回内示をいただいたわけですが、それを含めると72.4%という形の進捗状況でございます。

なお、今回、当初予算で補助対象事業費で1億5,000万円を計上させていただいておりますけれども、2億円になったというのは、当初未確定の要素がございまして、5月に内示をいただいて、5,000万円の追加割り当てが計上なされたという形で、今回、事業の進捗率を高める意味で補正計上させていただいた内容でございます。

なお、今回の事業の概要はどこに充当しますかということでございますが、現在、平成17年度事業としまして、測量設計等含めまして集落道1路線に農道5路線、あと農業用排水路5路線、防火水槽1基を予定しておりまして、その地番、全体計画の中の整備に沿った繰り上げと

いう形で 5,000万円を消化させていただくという内容でありますので、よろしくお願ひしたい
と思います。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。こ
れにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めま
す。これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号平成17年度加美町一般会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第75号平成17年度加美町一般会計
補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後2時00分 休憩

午後2時15分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩を閉じ、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど4番一條 光君の質問に対し答弁漏れがありましたので、建設課長より答弁をさせて
いただきます。建設課長。

建設課長（板垣政義君） 答弁をさせていただきます。

不動産鑑定業務でございますが、25万7,250円です。

それから、補償の関係の算定業務でございますが、303万4,500円です。これが平成16年度
の業務としてやらせていただきました。以上でございます。

日程第17 議案第76号 平成17年度加美町老人保健特別会計補正予算（第1号）

議長（米澤秋男君） 日程第17、議案第76号平成17年度加美町老人保健特別会計補正予算（第
1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第76号平成17年度加美町老人保健特別会計補正予算（第1号）につ
いて説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ 2,683万 9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ30億 8,183万 9,000円とする補正予算であります。

歳入につきましては、繰越金 2,683万 9,000円を増額し、歳出については償還金 540万 9,000円を増額するほか、予備費に充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番近藤義次君。

12番（近藤義次君） 老人の医療費の問題についてお尋ねをいたしますが、平成17年度、4月、5月と2カ月間経過をして、前年度と比較して伸び率を見ると、どの程度の伸び率になっているんだか、その辺についてお尋ねをいたします。

あわせて、今の伸び率からいくと、前年度と比べてどの程度の金額として増額になる見込みなのか、その辺についてお尋ねをいたしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（柳川文俊君） 保健福祉課長です。お答えします。

伸び率がどのくらいになっているかという御質問であります。ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答したいと思います。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号平成17年度加美町老人保健特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第76号平成17年度加美町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18 議案第77号 平成17年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（米澤秋男君） 日程第18、議案第77号平成17年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）

を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第77号平成17年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回、既定の収益的収入及び支出予算の総額を補正前と同額の5億3,002万6,000円とする補正予算で、営業費用192万1,000円の増額分を予備費から充当するものであります。

また、資本的支出予算に86万9,000円を追加し、支出総額を2億848万1,000円とする補正予算で漆沢浄水場管理用土地購入費を増額しており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額86万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金を増額し、補てんするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番近藤義次君。

12番（近藤義次君） 上下水道課長にお尋ねしますが、このとおり順調に行くと、このままいくと水道料はここ一、二年、上げなくても済むのかどうか、その辺についてお尋ねをいたしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 上下水道課長。

上下水道課長（二瓶 悟君） 上下水道課長でございます。

ちょっと声が悪くて失礼します。

平成16年度約4,000万円から5,000万円黒字が出ております。それでしばらく、今、近藤議員が言ったとおり二、三年は大丈夫だと思います。それで、町長も2年間は上げないつもりでおりますので、私も上げないつもりでございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号平成17年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第77号平成17年度加美町水道事業

会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19 議案第78号 工事請負契約の締結について（中新田地区統合保育所屋外
外附帯工事）

議長（米澤秋男君） 日程第19、議案第78号工事請負契約の締結について（中新田地区統合保育所屋外附帯工事）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第78号工事請負契約の締結について説明申し上げます。

本案件は、加美町中新田地区統合保育所屋外附帯工事について、倉庫2棟、プール、運動場整備、フェンス、遊具8基、植栽、電気設備工事、給排水設備工事など各種工事を行うもので、平成17年11月10日を工期として6月15日、8社を指名して、指名競争入札を執行した結果、丸か建設株式会社が8,100万円で落札いたしましたので、同社同代表取締役佐々木浩章氏と工事請負契約を行うため議会の議決をお願いするものであります。

なお、指名8社につきましては、資料をお手元に配付をさせていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番福島久義君。

14番（福島久義君） この保育所の工期については11月10日となっておりますけれども、3保育所の統合によりまして、開園が実質いつころになるか、その辺お聞かせいただければありがたいと思っております。

議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（柳川文俊君） 保健福祉課長です。お答えします。

現在、事務レベルで開所のための準備委員会を設けておりまして、いろいろ備品等関係につきましても話し合いをしておりますが、今のところ12月1日開所をめどに作業を進めているところでございます。以上でございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。4番一條 光君。

4番（一條 光君） 入札後の契約についてお伺いするわけですが、議会の議決要件ですから、当然議決を経て本契約となるんだろうと思っておりますけれども、進め方として、入札が終

わった後に仮契約を結んでおいて、そして議会の議決を経た後で本契約に移行するという形態をとっているものなのかどうか。それとも議会の議決後の契約なのからお伺いいたします。

議長（米澤秋男君） 総務課長。

総務課長（今野正晴君） 総務課長お答えします。

入札後に仮契約をいたしまして、今回議決終了後、本契約をいたします。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） そうしますと二通りといたしますか、2度にわたって契約を結ぶことになるのかなと思いますけれども、これは本契約に移行するのを、「議会の議決を要する」という条項が1項入っていれば自動的に本契約に移行すると、そういう契約の方が面倒でないし、自然なのかなと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

議長（米澤秋男君） 総務課長。

総務課長（今野正晴君） お答えします。

入札後に1回はみなし条項等によりまして、議決後、本契約に移ります。以上です。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号工事請負契約の締結について（中新田地区統合保育所屋外附帯工事）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第78号工事請負契約の締結について（中新田地区統合保育所屋外附帯工事）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20 議案第79号 物品購入契約の締結について（小型動力ポンプ付積載車（新規）購入）

議長（米澤秋男君） 日程第20、議案第79号物品購入契約の締結について（小型動力ポンプ付積載車（新規）購入）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第79号物品購入契約の締結について説明申し上げます。

本案件と次の議案第80号につきましては、消防小型動力ポンプつき積載車6台の購入事業であります。本議案の新規による購入3台分については、平成17年度の消防防災設備整備費補助事業に採択を受け、次の議案第80号については起債を起こして購入することから、入札を分けて行ったものであります。

新規分の3台につきましては、宮崎永志田、下小路、孫沢の3地区に各1台ずつ配備するもので、11月10日を納期として8社を指名し、6月15日に指名競争入札を行った結果、合資会社古川ポンプ製作所が1,425万円で落札しましたので、同社代表社員氏家英一氏と物品購入契約を行うため議会の議決をお願いするものであります。

なお、指名8社につきましては、お手元に配付をいたしておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号物品購入契約の締結について（小型動力ポンプ付積載車（新規）購入）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第79号物品購入契約の締結について（小型動力ポンプ付積載車（新規）購入）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第21 議案第80号 物品購入契約の締結について（小型動力ポンプ付積載車（更新）購入）

議長（米澤秋男君） 日程第21、議案第80号物品購入契約の締結について（小型動力ポンプ付積載車（更新）購入）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第80号物品購入契約の締結について説明申し上げます。

本案件は、前議案で説明申し上げましたように消防小型動力ポンプつき積載車3台の購入事業であり、中新田南町、小野田東鹿原、小野田味ヶ袋の3地区に配備されていた車両の更新を行うもので、11月10日を納期として8社を指名し、6月15日に指名競争入札を行った結果、合資会社古川ポンプ製作所が1,255万円で落札しましたので、同社代表社員氏家英一氏と物品購入契約を行うため議会の議決をお願いするものであります。

なお、指名8社につきましては、お手元に資料として配付をいたしておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号物品購入契約の締結について（小型動力ポンプ付積載車（更新）購入）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第80号物品購入契約の締結について（小型動力ポンプ付積載車（更新）購入）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第22 議案第81号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議長（米澤秋男君） 日程第22、議案第81号教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第81号教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

加美町教育委員会委員長の高橋佑一委員から、6月25日の任期をもって退任をしたいとの意

向が伝えられましたことから、新たに加美町教育委員会委員として村山斌夫さん、住所は加美町四日市場字北元宿27番地1、生年月日が昭和17年7月26日生まれの方でありまして、適任と考え、選任をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

なお、村山さんは東京農業大学を卒業後、志田中学校や古川中学校教諭、東北歴史資料館勤務を経て、河北中学校、鳴子中学校、宮崎中学校の各校長を歴任、中新田中学校長を最後に退職された後、古川教育事務所青少年専門員を務められ、平成16年4月1日、昨年からであります。加美町教育委員会の社会教育専門指導員をお願いをしておるものであります。今回議会の同意をいただければ、教育委員に選任されるということになります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに議案第81号教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第81号教育委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第23 議案第82号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

議長（米澤秋男君） 日程第23、議案第82号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第82号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について説明申し上げます。

本案件は、平成17年4月1日に石巻市、雄勝町、河南町、北上町及び牡鹿町が合併し石巻市に、また矢本町及び鳴瀬町が合併し東松島市となったことに伴い組合の構成団体が変更したことにより、組合名称を「河南町矢本町国民健康保険病院組合」から「公立深谷病院組合」と変

更したものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第82号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第24 議案第3号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出について

議長（米澤秋男君） 日程第24、議案第3号分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

事務局長（澤口 信君） それでは、朗読説明をさせていただきます。

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書（案）

平成11年の地方分権一括法の成立により、地方公共団体の自己決定権と自己責任はますます大きくなり、地方議会の権限も飛躍的に拡大した。

地方議会は、その最も重要な機能である立法的機能・財政的機能・行政監督機能を充実強化し、今まで以上に行政執行へのチェック機能を向上させ、分権時代に期待される議会の役割を果たしていかなければならない。

しかしながら、現行の地方議会制度は、議会の招集権が長にあること、付再議権の行使が長の認定に委ねられていること、「議会を招集する暇がない」を理由に条例や予算が専決処分される例があることなど、二元代表制を採用しながらも、長と議会の機能バランスを欠き、議会本来の機能が発揮されていない。

さらに、議員定数の上限値の規定や1人1常任委員会の就任制限などの制約的规定は、議会の組織・運営を硬直化し、議会の自主性・自立性を弱め、議会の活性化を阻害している。

よって、国においては、下記の事項につき、所要の措置を早急に講じ、分権時代に対応した新たな地方議会制度を構築されるよう、強く要請する。

記

1 議員定数の自主選択

議員定数については、議会本来の役割、その機能が十分発揮できるよう、「上限値」の撤廃を含め、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に決定できるようにすること。

2 議会の機能強化

(1) 立法的機能の強化

町村の基本計画は、住民の生命・生活に直結するものも多く、その重要性からみて地方自治法第2条第4項又は同法第96条第1項に議決事件として追加すること。

自治事務はもとより、法定受託事務についても原則条例制定権が及ぶとされていることから、地方自治法第96条第2項の法定受託事務の除外規定を削除すること。

(2) 財政的機能の強化

予算のうち議会費については、長と対等同格という議会の立場を踏まえ、議会側の提案を尊重することを義務付ける制度を検討すること。

百条調査権行使の際に必要な緊急の費用など、議会独自の需要への長の予算措置義務を制度化すること。

予算の議決対象は、政策論議が行えるよう、款・項に加えて目まで拡大すること。

(3) 行政監督機能の強化

地方公共団体が設立した公社及び出資法人等に対し、議会が直接関与できるようにすること。

監査委員は、その独立性を確保するため、長の任命ではなく議会で選任するようにすること。

3 議会と長の関係

(1) 不信任と解散制度の見直し

議会と長が別個に公選される首長制の場合、この制度を採用する西欧諸国でも不信任による罷免は多く見られるが、反対に、対抗措置として議会の解散まで行うところ

はないため、見直しを行うこと。

地方自治法第178条の長の不信任決議の要件を過半数あるいは3分の2まで引き下げること。

(2) 議会招集権の議長への付与

二元代表制で執行部と並立する議会の招集権が長にあるのは不合理なため、地方議会の招集権は定例会・臨時会を問わず、すべて議長に移すこと。

(3) 長の付再議権の見直し

付再議権の行使は、長の一方的認定に委ねるのではなく、客観的基準によること。

一般的付再議権は、特別多数議決ではなく、過半数議決に改めること。

(4) 専決処分の要件の見直し

地方自治法第179条第1項に規定する法定委任的専決処分の場合、「招集する暇なし」の理由は、濫用などの課題があるため、この要件を削除すること。

4 議会の組織と運営の弾力化

(1) 常任委員会の就任制限の撤廃

委員会の審査・調査がより弾力的に行えるよう、常任委員会の1人1委員会の制約を外すこと。

(2) 全員協議会の位置付け

全員協議会については、公式の場に準ずる措置が講じられるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月22日

宮城県加美町議会

議長 米澤秋男

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景 あて

内閣総理大臣 小泉 純一郎

総務大臣 麻生 太郎

以上です。

議長（米澤秋男君） ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。米木正二君、御登壇願います。

〔2番 米木正二君 登壇〕

2番（米木正二君） ただいま局長が朗読したとおりの内容でありますけれども、簡単に趣旨説明を行いたいと思います。

このことにつきましては、現在、首相の諮問機関である第28次地方制度調査会を設置しております。その中で、最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度の構造改革を推進するため、議会のあり方についても本年4月から審議を行っております。この秋には答申案が取りまとめられる見込みであります。

全国町村議長会では、第2次地方町村議会活性化研究会を設置いたしまして、新たな議会のあり方とその活性化方策について鋭意検討を重ねてきておりましたけれども、このたび中間報告が取りまとめられまして、これを踏まえ、議会の自主性・自立性を高めるとともに、二元代表制のもとにおける機能バランスを図るため、抜本的な制度改革を行うよう各関係方面に要請活動を行ってきているところであります。

どうかこういった趣旨を御理解いただきまして、議員各位の満堂の賛成をお願い申し上げます。簡単ですけれども趣旨説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議発第3号分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに決しました。

日程第25 要望第1号 「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」要請書

議長（米澤秋男君） 日程第25、要望第1号「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」要請書についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

事務局長（澤口 信君） 朗読説明をさせていただきます。

2005年6月2日、米澤秋男殿。

米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める要請書

要請者、仙台市青葉区本町2の17の7、食・緑・水をつくる宮城県民会議会長、工藤昭彦。

要請理由であります。

国内で、BSE（牛海綿状脳症）感染牛が確認されて以来、政府は屠畜されるすべての牛の検査及び特定危険部位の除去、飼料規制の徹底等を行い、牛肉に対する信頼回復に努めてきました。

また、2003年に米国でBSEの発生が確認されてからは、米国产の牛肉及び牛肉加工品の輸入を禁止してきました。

ところが、政府は、20カ月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外することを決め、さらに今、米国产牛肉等の輸入再開に向けた動きを進めていきます。

しかし、国内でも、変異系クロイツフェルト・ヤコブ病を原因とする死者が発生するなど、依然としてBSEに対する国民の不安が続いています。

BSEは、その発生原因も科学的に十分解明されておらず、そうした中での全頭検査の見直しや米国产牛肉等の輸入再開は、消費者の不安を増大させるものです。しかも、米国产牛肉は、検査体制や特定危険部位の除去、飼料規制、生産、流通履歴が不明確であるなど、日本に比べて不十分な対策のままとなっており、日本が求めている汚染状況等の情報開示にも非協力的です。

私たちは、米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対するとともに、引き続きBSE問題への万全な対策を求めます。

つきましては、貴議会におかれまして、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を政府関係機関に提出していただくとともに、請願内容の実現に向けて強力な働きかけをお願いいたします。

要請内容であります。

1. 米国产牛肉の輸入再開問題について

米国产の牛肉等に対するBSE対策については、下記のような問題点があることから、拙速な輸入再開を行わないよう求めます。

米国では、屠畜される牛でBSE検査を行っているのは、全体の1%以下にしか過ぎないこと。

生産・流通履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢の判定が正確にできず、現在、検討されている目視による骨格や肉質の状況での月齢判定は、誤差を生じさせること。

特定危険部位の除去では、日本はすべての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、米国は30カ月齢以上の牛に限られていること。

米国では、除去された特定危険部位は処分されず、肉骨粉の原料とされ、豚や鳥の飼料として流通している。このため飼料の製造段階での混入、交差汚染や、使用時に誤って牛に与える危険性があること。

2. 国内のBSE対策について

国内では、特定危険部位の除去に関する監視体制の構築、牛を屠畜する際のピッシングの廃止、飼料対策を含めた対策強化がこれから実施される予定であり、全頭検査の見直しは、これらの一連の対策の実効性が確認された後に検討されるべきです。さらに、検査緩和を行うと弱齢牛での検査ができずに、検査感度を改良する技術開発にも支障が出てくることが予想されます。

そのため、上記の対策を万全に実施するとともに、各自治体で行う全頭検査に対し財政措置を継続するよう求めます。

以上であります。

議長（米澤秋男君） 本件については、既にその写しをお手元に配付したとおり、要請書として提出されるものでありますが、さきの議会運営委員会において、会議規則第94条に基づき請願の例により取り扱う旨、答申がありましたので、会議規則第91条第1項の規定により産業経済常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、要望第1号「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」要請書については、産業経済常任委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議員派遣の件について

議長（米澤秋男君） 日程第26、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第117条の規定により、議員の派遣についてはお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。本件について、お手元に配付のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましてはこのとおり派遣することに決しました。

先ほど12番議員の質問に対する答弁の中で保留しておりました答弁がございますので、保健福祉課長より答弁をさせます。保健福祉課長。

保健福祉課長（柳川文俊君） 保健福祉課長です。

先ほどの近藤議員の質問にお答えしたいと思います。

医療費の伸び率という御質問だったんですが、平成16年度の4月、5月期の2カ月間の医療費が5億2,360万円、端数は省略します。今年度の医療費が4億8,840万円となっております、実質マイナス6.7%の伸び率となっております。これは大きな要因としましては、老人の需給対象者が、老人保健法に変わりました75歳以上になったということで、対象人数が少なくなったというのが大きな理由でございます。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

日程第27 閉会中の継続調査について

議長（米澤秋男君） 日程第27、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長 福島久義君より、行政改革の進捗状況について、建設計画に基づいた事業推進について調査が必要なため、教育民生常任委員会委員長 近藤義次君より、教育環境の整備について調査が必要なため、産業経済常任委員会委員長 佐藤善一君より、資源循環型地域経済の構築について調査が必要なため、また要望第1号「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」要請書について審査が必要なため、議会運営委員会委員長 米木正二君より、議会の活性化について調査が必要なため、以上4委員会から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議はすべて議了いたしました。

お諮りします。本定例会の会期は27日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決しました。

以上をもちまして、平成17年加美町議会第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時02分 閉会

上記会議の経過は、事務局長澤口 信が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成17年6月22日

加美町議会議長 米 澤 秋 男

署 名 議 員 吉 岡 博 道

署 名 議 員 門 脇 幸 悦